

福島第一原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年4月27日

東京電力(株)福島第一原子力発電所4号機(以下「当該機」という。)は、平成19年2月11日から平成19年4月下旬までの予定で原子炉を停止し、第21回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から安全確保協定に基づく通報連絡等により報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、タービン系配管等について計画的に配管肉厚測定を実施するとともに、福島第二原子力発電所4号機サンプリングノズルの折損を踏まえ、類似ノズル6か所を取り替えるなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

一方、この間、福島第一原子力発電所では、当該機において原子炉停止操作中に誤操作により出力が変動したトラブルや、5号機圧力抑制プール水貯蔵タンクポンプ室において放射線検査装置の誤設定により適切な放射線管理が行われていなかったトラブル等が判明しており、作業管理の基本の徹底が改めて問われている。事業者においては、プラント起動・停止操作時のトラブル再発防止に万全を期すとともに、協力企業とともに不適切な機器点検によるトラブルの根絶を期した取組みの強化を図ることが喫緊の課題である。県としては、引き続き、その取組み状況等について確認していくこととする。

また、一昨年に発覚した福島第一原子力発電所6号機可燃性ガス濃度制御系の流量計の不正等に引き続き、これまでに、定期検査や重要機器の定例試験における検査データの長期にわたる改ざんや、制御棒の引き抜け事象、それに伴

う臨界発生、制御棒駆動機構の不正な取替等の隠蔽など、数多くの不正が行われていたことが判明した。これらデータ改ざんや不適切な事象の隠ぺいが半ば常態化していた実態が今日まで明らかにされてこなかったことは、県民の信頼を大きく損ねるものであり、こうした不祥事や悪しき対応を決して繰り返さないためには、事業者は地域の信頼を得て、安全最優先に発電所運営を進めるといふ原点に立ち返り、再発防止対策を着実に実施し、組織風土の改革に真剣に取り組むことが求められる。

なお、当該機においては、昭和59年度から平成9年度にかけて、県へ報告されている取放水温度測定結果について、温度差が設計水温度上昇値(8.4)となるように改ざんされていたことが判明している。こうしたデータ改ざんの誘因となった取放水海水温度データについては、今後、管理方針を早急に確立するとともに、当該機の取放水温度差の設計水温上昇値との乖離についても説明責任を的確に果たしていく必要がある。

今回判明した一連のデータ改ざん、トラブル隠ぺい等に関して、県及び立地町は、4月23日から24日にかけて、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に対して、不正問題再発防止対策の取組状況等について立入調査を実施しており、県としては、今後、立入調査結果等に基づき、適切な対応を図っていく。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が確保されるよう、再発防止対策の実施状況等を確認していくとともに、慎重かつ確実に対応していくこととする。